

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和5年8月16日（水） 号外第68号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則 鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則（37）（福祉保健課）・・・・・・・・・・ 3

---

公布された規則のあらまし

---

◇鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 被災した住宅の応急修理について、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の区分を新たに設けるとともに、その救助の程度、方法及び期間を定める。

(2) (1)の救助は、1世帯当たり50,000円以内の費用で合成樹脂シート等を用いて行うものとし、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(3) 施行期日は、公布の日とし、改正後の規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

# 規 則

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第37号**

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1～5 略</p> <p>6 被災した住宅の応急修理</p>          <p><u>(1) 住宅の応急修理のうち、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、次に掲げるところにより行う。</u></p> <p><u>ア 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。</u></p> <p><u>イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロ</u></p>	<p>別表第1（第5条関係）</p> <p>1～5 略</p> <p>6 被災した住宅の応急修理</p> <p><u>(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</u></p> <p><u>(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。</u></p> <p><u>ア 半壊又は半焼により被害を受けた世帯 706,000円</u></p> <p><u>イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円</u></p> <p><u>(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了するものとする。</u></p>

<p><u>ープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり50,000円以内とする。</u></p> <p><u>ウ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</u></p> <p><u>(2) 住宅の応急修理のうち、日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、次に掲げるところにより行う。</u></p> <p><u>ア 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</u></p> <p><u>イ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。</u></p> <p><u>(ア) 半壊又は半焼により被害を受けた世帯 706,000円</u></p> <p><u>(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円</u></p> <p><u>ウ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）に完了するものとする。</u></p> <p>7～13 略</p>	<p>7～13 略</p>
--	---------------

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県災害救助法施行細則の規定は、令和5年4月1日から適用する。